第1 請求人

甲

第2 請求の要旨

提出された明石市職員措置請求書及び事実を証する書面に記載されている事項並びに 請求人陳述によれば、請求の要旨は次のとおりである。

明石市長は、明石市職員労働組合に対し市庁舎の一部を事務所として使用許可するにあたり、当該使用料を全額免除している。

当該使用料を全額免除することは、不当に公金の賦課・徴収を怠っている。

よって、明石市長に対し、平成22年度と平成23年度の当該使用料を全額補填する措置を講じるよう監査委員に求めている。

明石市公営企業管理者は、明石市水道労働組合に対し市庁舎の一部を事務所として使用許可するにあたり、当該使用料を全額免除している。

当該使用料を全額免除することは、不当に公金の賦課・徴収を怠っている。

よって、明石市公営企業管理者に対し、平成22年度と平成23年度の当該使用料を全額補填する措置を講じるよう監査委員に求めている。

第3 要件審査

監査の実施にあたり、平成 24 年 1 月 20 日付けで提出のあった本請求が、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 242 条の要件に適合しているかどうか について審査を行い、法定要件が欠けていたため期間を定めて補正を求めた。

平成 24 年 2 月 9 日付けで提出のあった補正書類が、法 242 条の要件に適合しているかどうかについて審査を行った結果、法定要件を具備しているものを受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件の監査対象事項は次のとおりとする。

「明石市長が、明石市職員労働組合にかかる平成 22 年度と平成 23 年度の行政財産使用料を全額免除していること」について

「明石市公営企業管理者が、明石市水道労働組合にかかる平成 22 年度と平成 23 年度の行政財産目的外使用料を全額免除していること」について

2 監查対象部課

財務部管財課

水道部総務課

3 監査の方法

請求人に対し、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 24 年 2 月 24 日に証拠の 提出及び陳述の機会を与えた。

監査対象部課に対し、関係書類の提出を求めるとともに事情聴取を行い、事実の確認を行った。

第5 監査の結果

1 事実の確認

請求人から提出された関係書類及び監査対象部課から提出された書類の調査並びに 関係職員の事情聴取等により、次の事実を確認した。

「明石市長が、明石市職員労働組合にかかる平成 22 年度と平成 23 年度の行政財産使用料を全額免除していること」について

行政財産使用許可

平成 22 年度分は、平成 22 年 3 月 1 日付けで行政財産使用許可申請書が提出され、平成 22 年 4 月 1 日付けで行政財産使用許可書を出している。主な内容については、次のとおりである。

ア 使用者 自治労明石市職員労働組合 委員長

イ 使用財産 明石市役所本庁舎 1 階の一部他

ウ 数量 組合書記局 59.84 ㎡、掲示板2箇所、駐車場1台分

エ 使用期間 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

オ 使用料 書記局、掲示板設置は免除とし、駐車場は月額4,110円とする。

平成 23 年度分は、平成 23 年 2 月 1 日付けで行政財産使用許可申請書が提出され、平成 23 年 4 月 1 日付けで行政財産使用許可書を出している。主な内容については、次のとおりである。

ア 使用者 自治労明石市職員労働組合 委員長

イ 使用財産 窓口棟1階他

ウ 数量 組合書記局 59.84 m²、掲示板 2 箇所、駐車場 12.5 m²

エ 使用期間 平成 23年4月1日から平成24年3月31日まで

オ 使用料 事務室、掲示板は免除とし、駐車場は月額3,890円とする。

行政財産使用料の免除

明石市長は、明石市財産条例第 2 条第 2 項により準用される同条例第 7 条第 1 項第 3 号の「公益上その他特別の理由があると市長が認めるときには、無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる」との規定により、平成 22 年度は

539,880 円、平成 23 年度は 529,080 円の事務所使用料を免除している。

免除した理由は、「職員団体は、 勤務労働条件などについて市当局と協議を行っている。 職員の福利厚生事業を行っている。 市当局と協力し職員の危険防止対策の検討や労働災害の原因究明を行っているなど、公務と密接な関係があるため、公益上その他特別の理由があると認められる。」としている。

近隣市の状況

有償・・・・・加古川市(5割減免)

無償・・・・・神戸市、尼崎市、姫路市、芦屋市、伊丹市、高砂市

市施設外に設置・・・・・西宮市

「明石市公営企業管理者が、明石市水道労働組合にかかる平成 22 年度と平成 23 年度の行政財産目的外使用料を全額免除していること」について

行政財産目的外使用許可

平成 22 年度分は、平成 22 年 3 月 15 日付けで行政財産目的外使用許可申請書が 提出され、平成 22 年 4 月 1 日付けで行政財産目的外使用許可書を出している。主 な内容については、次のとおりである。

ア 使用者 自治労明石市水道労働組合 執行委員長

イ 使用財産 分庁舎 2階、3階(書記局及び教育宣伝用掲示板)

ウ 数量 19.6 m²

エ 使用期間 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

オ 使用料 無償とする。

平成 23 年度分は、平成 23 年 3 月 15 日付けで行政財産目的外使用許可申請書が 提出され、平成 23 年 4 月 1 日付けで行政財産目的外使用許可書を出している。主 な内容については、次のとおりである。

ア 使用者 自治労明石市水道労働組合 執行委員長

イ 使用財産 分庁舎 2階、3階(書記局及び教育宣伝用掲示板)

ウ 数量 19.6 m²

エ 使用期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

オ 使用料 無償とする。

行政財産目的外使用料の免除

明石市公営企業管理者は、明石市水道事業用行政財産の目的外使用に関する規程第 8 条の「管理者は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる」との規定により、平成 22 年度は 195,480円、平成 23 年度は 192,240 円の事務所使用料を免除している。

免除した理由は、「水道労働組合は、 水道部職員の労働条件に関し、職員を代表して水道部当局と交渉、協議を行っている。 安全衛生委員会において、水道部当局と協力して職場の安全衛生に関する事項の調査と審議を行っているなど、円滑な水道事業運営を確保するうえで、水道部当局と密接な関係を有し、相互協力が必要な団体であるため、公益上その他特に必要があると認められる。」としている。

近隣事業体の状況

有償・・・・・加古川市(5割減免)

無償・・・・・神戸市、尼崎市、姫路市、芦屋市、伊丹市、高砂市 市施設外に設置・・・・・西宮市

2 監査委員の判断

請求の要旨 について

請求人の、明石市長が、明石市職員労働組合にかかる平成 22 年度と平成 23 年度 の事務所使用料を全額免除していることは、不当に公金の賦課・徴収を怠っている との主張については、次のように判断する。

明石市職員労働組合に対し使用を許可した事務所は、明石市財産条例に基づき「公益上その他特別の理由があると市長が認めるとき」として使用料が免除されており、市長による裁量の範囲を逸脱したものとはいえず、不当に公金の賦課・徴収を怠っているとはいえない。

請求の要旨 について

請求人の、明石市公営企業管理者が、明石市水道労働組合にかかる平成 22 年度と 平成 23 年度の事務所使用料を全額免除していることは、不当に公金の賦課・徴収を 怠っているとの主張については、次のように判断する。

明石市水道労働組合に対し使用を許可した事務所は、明石市水道事業用行政財産の目的外使用に関する規程に基づき「管理者は、公益上その他特に必要があると認めるとき」として使用料が免除されており、公営企業管理者による裁量の範囲を逸脱したものとはいえず、不当に公金の賦課・徴収を怠っているとはいえない。

3 結論

以上のとおり、本件請求については、いずれも請求人の主張には理由がないことから、棄却する。